

第2回下野市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 令和2年8月19日(水) 午後1時30分～

2. 場 所 下野市役所304会議室

3. 出席委員

(1) 被保険者代表 伊澤 美智江 委員 稲見 郁夫 委員
九鬼 真澄 委員 伊藤 恵美子 委員
須崎 よしえ 委員

(2) 保険医又は保険薬剤師代表

赤羽根 久至 委員 鈴木 玉枝 委員

(3) 公益代表

貝木 幸男 委員 磯辺 香代 委員
吉永 希代子 委員 井上 永子 委員
金清 隆純 委員

(4) 被用者保険等保険者代表

坂入 宏一 委員 遠藤 正三郎 委員

(以上14名)

4. 欠席委員

保険医又は保険薬剤師代表 高橋 康子 委員 荒井 博義 委員
内藤 文明 委員

被用者保険等保険者代表 梁木 達夫 委員

(以上4名)

5. 出席職員

市民生活部長	山中 利明	市民課長	川嶋 恵美子
市民課主幹	五月女 勝	市民課副主幹	上野 早苗
税務課長	高山 正勝	税務課長補佐	日向野 政昭
税務課主幹	宇賀持 はる美	税務課主事	横島 隆玄
市民課主事	峰岸 加奈恵		

(以上9名)

6. 議事録署名委員

保険医又は保険薬剤師代表 鈴木 玉枝 委員

公益代表 吉永 希代子 委員

(以上2名)

7. 議 題

- (1) 令和元年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
(資料1、資料1-2～1-5、参考資料)
- (2) 令和2年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
(資料2)

報告事項

- (1) 下野市国民健康保険条例の一部改正について (資料3)
- (2) 令和2年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について (資料4)
- (3) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について (資料5、資料5-2)
- (4) 令和2年度下野市国民健康保険税の課税状況について (資料6)
- (5) 令和2年度下野市国民健康保険事業計画について (資料7、資料7-2)
- (6) 令和2年度国民健康保険運営協議会スケジュールについて (資料8)

そ の 他

- (1) 令和2年度市町村国民健康保険運営協議会委員研修会の日程について
- (2) その他

<開会 午後1時30分>

【市民課長】皆さま、こんにちは。開会の前に、資料の差し替えについてご案内申し上げます。事前にお送りさせていただきました資料の内、3点ほど差し替えがございます。皆さまのお席の方に置かせていただいております資料をご覧ください。1つめが、参考資料「下野市国保会計単年度収支の状況」こちらは、資料1-4の後ろでございます。一部誤りがございましたので、訂正をいたしました。差し替えをお願いいたします。2つめが、資料2「令和2年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」こちらは、先ほどの参考資料の次、資料1-5の後ろでございますので、差し替えをお願いいたします。3つめが、「令和2年度市町村国民健康保険運営協議会委員研修会の日程について」こちらは、資料8の後ろでございます。情報の追加がございましたので、差し替えをお願いいたします。以上、3点ほど、お手数おかけいたしますが差し替えをお願いいたします。それでは、改めまして、定刻になりましたので、只今から、令和2年度 第2回国民健康保険運営協議会を開会いたします。なお、本日、事前に欠席の連絡を4名の委員の方よりご連絡をいただいております。お手元の資料の名簿、6番から7番、保険医又は保険薬剤師代表の高橋委員・荒井委員・内藤委員、そして、18番、被用者保険等保険者代表の築木委員より欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。続きまして、次第の2になります。委嘱状の交付でございますが、この度、欠員や異動などにより3名の方が、新しく委員とされましたのでご紹介申し上げます。名簿順にご紹介いたします。名簿の1番、被保険者代表、公募の伊澤委員。名簿の2番、同じく被保険者代表、公募の九鬼委員。名簿の11番、公益代表、下野市議会議員の貝木委員です。以上の新委員3名の方には、事前に委嘱状を席上に置かせていただきましたので、

ご確認をお願いいたします。続きまして、開会に先立ち、下野市市民生活部山中部長よりごあいさつを申し上げます。

【市民生活部長】皆さま改めてこんにちは。市民生活部長の山中でございます。国民健康保険は、国民皆保険制度として医療保険のセイフティネットとしての重要な役割を担い、住民の医療の確保と健康増進を支えております。制度改正により、栃木県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保等、運営の中心的な役割を担うようになってから3年目を迎えますが、下野市におきましても、県と連携を取りながら、引き続き積極的に事業を推進し、特定健診未受診者勧奨や糖尿病重症化予防事業、医療費適正化事業に取り組みまして、市民の皆様の健康の増進と国民健康保険財政の健全化、安定化に努力して参りたいと考えております。今後とも委員の皆様方には国民健康保険の健全運営のため、ご支援ご協力を賜りますよう、お願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【市民課長】ありがとうございました。続きまして、次第の4、自己紹介をお願いしたいと思います。本日は、今年度第2回目の会議であります。第1回目の会議が書面開催でございました。この度、初めて顔を合わせる方もいらっしゃるかと存じます。また、事務局職員の人事異動もありましたので、名簿の順に1番の方から順番にお願いいたします。

<委員・職員 各自自己紹介>

それでは、これより議事に移ります。下野市国民健康保険規則第9条の規定により、「協議会の会議は、会長が議長となる。」とありますので、ここからの議事の進行は、磯辺会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【磯辺会長】本日はお忙しい中、またこの様にとても暑い中、第2回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。早速議事に入らせていただきます。議事がスムーズに進行できますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。本日の出席につきましては、定数18名のところ14名で、規則第11条の規定による、会議の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。続きまして、下野市国民健康保険規則第14条の規定により、本日の会議録署名委員に、保険医又は保険薬剤師代表の鈴木委員と公益代表の吉永委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

－異議なし－

異議なしと認め、本日の会議録署名委員には、保険医又は保険薬剤師代表の鈴木委員と公益代表の吉永委員にお願いいたします。それでは、会議次第に基づきまして進行させていただきます。はじめに、議題（1）令和元年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、事務局の説明を求めます。

【事務局】 それでは、令和元年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。資料1につきましては、決算書となりますので、歳入・歳出における項目の詳細が記載されております。今回は、資料1-2から1-5と参考資料により説明をいたしますので、資料1につきましては後ほどご覧いただければと思います。それでは、資料1-2をご覧ください。こちらは決算収支の状況となります。令和元年度の歳入総額は55億9,168万4千円で、前年度と比較して2.4%の減となりました。歳出総額は53億4,065万1千円で、こちらも前年度と比較して1.4%の減となりました。歳入歳出差引額は、2億5,103万3千円で、前年度と比較して20.3%の減となっております。続きまして、歳入歳出決算内容につきまして説明いたします。資料1-3をご覧ください。また、資料1-4の上部に料1-3の数値を円グラフにしたものがありますので、交互にご覧いただきますと全体の構成比がイメージされやすいかと思えます。前年度と比較して増減額が大きいものについて、説明いたします。まず、歳入につきましては、特に減少したのは、8繰越金で1億2,696万2千円の減となりました。次に、1国民健康保険税で5,118万7千円の減となりました。また、歳入で大きく増加したのは、6県支出金が1,658万2千円の増となりました。次に、歳出につきましては、特に減少したのは、5積立金で2億1,942万6千円の減となりました。また、歳出で特に増加したのは、3国民健康保険事業費納付金で1億5,923万6千円の増となりました。歳入・歳出それぞれの合計額は前年度と比較し、歳入マイナス2.4%、歳出マイナス1.4%と構成的にも大きく変わりはありません。平成30年度の制度改正により県が財政主体となったことにより、平成29年度以前は歳入・歳出とも60億円を超える規模でありましたが、平成30年度は60億円未満となり、制度的な改正の影響により前年度と比較して繰越金や積立金の額が減少したと思われれます。つづきまして、単年度収支の状況についてご説明いたします。資料1-4の次のページにあります、参考資料をご覧ください。資料1-2でも触れました通り、令和元年度の収支差引額は表の左から4列目、収支差引(3)の欄の一番下の行にあります2億5,103万3,290円となります。単年度収支は、この収支差引額から基金繰入金や前年度繰越金などを除いたものであり、令和元年度の単年度収支は2,427万1,661円のマイナスとなりました。この表を見ますと、平成24年度からマイナスの収支が続いていましたが、平成27年度に大幅にマイナス額が減少し、平成28年度からはプラスの収支になっておりましたが、令和元年度はマイナス収支となっております。次に下の表の国民健康保険財政調整基金状況をご覧ください。令和元年度の当初残高は8億2,016万8,845円でしたが、基金繰入金はゼロであり、逆に基金積立金が3,965万5,469円となったため、年度末残高は8億5,982万4,314円となりました。令和元年度は、基金から繰入することなく、3,900万円ほどの基金を積立しており、国民健康保険特別会計全体での収支はプラスとなっておりますが、単年度収支はマイナスとなっております。今後、基金からの繰入も検討の必要があると思われれます。続きまして、国民健康保険税の状況について説明いたします。資料1-5をご覧ください。表の下から3段目をご覧ください。予算現額は11億7,681万8千

円、調定額は15億7,272万9,208円、収入済額は13億1,165万5,035円、不能欠損額は3,115万2,307円、収入未済額は2億2,992万1,866円となりました。これにより令和元年度の徴収率が83.40%で、前年度と比較して1.91%の増となりました。内訳をみますと、現年度課税分は95.64%で、前年度と比較して0.87%の増、滞納繰越分は28.04%で、前年度と比較して1.93%の減となりました。説明は以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。元年度の国保会計の決算の説明でしたが、この件について、ご質問がありましたらお願いします。言葉が難しい場合は言葉の説明を求めてください。

【貝木委員】滞納されている方がいらっしゃると思いますが、そういった方たちにはどのような対応をされているのでしょうか。保険証を取り上げることはないのかとは思いますが、滞納を見過ごすわけにもいかないと思うので、どのような対応をされているのかお聞かせください。

【事務局】確かに滞納をされている方はいらっしゃいます。当然保険証がないと、病院にかかるときに10割で負担することになり困ってしまいますので、そこは税務課もふまえて相談し、ある程度納付いただいた方には1か月や3か月の短期の保険証を交付しています。また高校生以下の方については滞納があっても6か月の短期の保険証を交付しています。しかし納付の相談をしても納付が無い方については、資格者証という、国保の資格はあるが療養の給付は受けられない証を交付し、病院では10割で負担してもらいます。

【貝木委員】本市には資格者証で実際に10割で払っている方はいないということでしょうか。

【事務局】資格者証の方はいらっしゃいます。

【貝木委員】何名くらいいらっしゃるのでしょうか。

【事務局】お調べして後ほどお示しします。

【稲見委員】今のことに関連して、事情によって減免を受けられる制度があると思いますが、そういった制度を知らずに滞納になってしまっている人もいるのではないのでしょうか。

【事務局】窓口でご相談いただく際に、よくお話しを伺わせていただいて、病気などお勤めを一時お休みされている方や、退職した方等についてはその事情によって、これから分割で納めていただくか、もしくは減免というご相談になります。減免については課税の担当に繋いで対応させていただいています。

【稲見委員】広報などを読んで、減免の措置があるということを目にしますが、どうしても一般市民には分かりにくく、あるいは広報をあまり読んでない方もいらっしゃるかもしれないので、本当はそういった立場に追い込まれなくて済むのに申請をしていないことがあるのではないのでしょうか。そのあたりをもう少し周知できれば、救われる人もいるのではないのでしょうか。

【事務局】参考にですが、今回のコロナ感染症に伴う減免のチラシを課税担当から、納税通知書を送付する際にご案内という形で付けさせていただきました。それに伴いまして、コロナ感染症にともなうご相談の方を窓口で随時受付しております。

【事務局】先ほどの資格者証の方ですが、今年6月現在の調査時点では90世帯となります。また短期の保険証の世帯は119世帯です。

【貝木委員】下野市にはいないと思っていましたが、90世帯ということは2人の世帯として約180人になると思いますが、このコロナ渦で病院で10割の負担となるとより厳しくなってしまうと思うので、なにか対応を考えられないでしょうか。

【磯辺会長】90世帯というのは驚きました。2千円でも3千円でも分割で払うという意志を示していただければ短期保険証に変わるのですか。

【事務局】お約束をしていただいても納付の履行ができなかったり、分割での納付が途中で中断してしまったり、世帯によって状況は様々です。きちんとお約束を守って履行している状況であれば短期保険証も継続になります。しかし納付の継続が難しいとなると資格者証のままとせざるを得ない現状となっております。その際は、急に資格者証になりますのご案内するのではなく、事前に分割で納めていくご相談はさせていただきます。

【貝木委員】本市は子どもに優しく、18歳まで医療費が無料になりましたが、資格者証の世帯で子どもがいる場合も10割は市で払っているのでしょうか。

【事務局】高校生以下の子どもには短期の保険証をお出ししています。短期とはいえ、更新されていくので一般の保険証と同様に3割等で使用できます。

【貝木委員】資格者証世帯にいるお子さんにも短期の保険証がでるといえるのでしょうか。

【事務局】その通りです。

【磯辺会長】あまり明るみ出ない数字を聞いていただいて、良かったと思います。課題が隠れていることがわかりました。どうしたら良いかというのは今詳しくは話し合えないのですけれども、そういう前提というのを心得ておく必要があるかなと思います。私も90世帯というのは驚きました。それでは他に質問はございますでしょうか。

【須崎委員】不能欠損額と収入未済額が億単位で相当な金額ですが、この意味を教えてください。

【磯辺会長】それでは事務局、不能欠損額と収入未済額について説明をお願いします。

【事務局】今のご質問は資料1-5の内容についてということですのでよろしいでしょうか。

【須崎委員】はい。

【事務局】先ほど市民課の事務局の方からお話しをさせていただいた、調定額、収入済額、不能欠損額、収入未済額の欄について、不能欠損額につきましては令和元年度については3,115万2,307円となっております。その詳細につきましては、3点ありまして、まず財産調査といって預貯金等を調査させていただいて、それでも差し押さえる財産等が全く見つからない方々について、その年度分に停止をかけさせていただきます。これは地方税法の中で不能欠損に関しての執行停止について定まっております。

その歳入停止したものが不能欠損の一部に入ります。次に滞納処分という直ちに消滅させる場合、例えば生活保護受給になってしまった場合ですとか、困窮に至っている場合も歳入停止となります。あともう1点が税法上の中で5年間行使していない場合に不能欠損の一部に入ってきます。今回約3,200万円の不能欠損額につきましては、参考になるのですが、208世帯が対象となっております。収入未済額につきましては、調定額から収入済額と不能欠損額を差し引いた残りになります。収入未済額については翌年度に滞納繰越として持ち越されるという形になります。

【磯辺会長】ありがとうございました。収入未済額は調定額－収入済額－不能欠損額で出るのですね。この取り立ては次の年から始まるということですか。

【事務局】はい。

【磯辺会長】滞納繰越になるということですね。それにしても大きな額ですね。

【須崎委員】取り立てる人員がいるのですか。

【事務局】税務課の収納グループでは自分の他7名の職員がおりまして、あと2名の徴収員がおります。徴収員につきましては、毎月定期的にお約束を守っていただいているお宅にお邪魔させていただいて個別に訪問徴収を行っています。

【磯辺会長】それでは他にございますか。無いようでしたら、議題（1）令和元年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、議案のとおりでよろしいでしょうか。

－異議なし－

異議なしということで（1）の議題は終了いたします。続きまして、議題（2）令和2年度下野市国民健康保険会計補正予算（第2号）について、事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは、令和2年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。資料2をご覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億950万7千円を増額し、予算総額54億593万3千円にするものです。内容につきましては、オンライン資格確認等システムの構築、及び令和元年度の一般会計からの繰入金金の精算と繰越金の確定に伴う補正となっております。それではまず、歳入について説明いたします。4款 国庫支出金、1項 国庫補助金、2目1節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては47万4千円を増額補正でございます。こちらは、来年3月よりマイナンバーを保険証として利用できるようオンライン資格確認等システムの改修に係る経費に対する国からの補助金を見込んだものです。続きまして、4款 繰入金、2項1目1節 基金繰入金につきましては、4,200万円の減額補正で、補正後の額は「ゼロ」となります。こちらは、令和元年度の繰越金等が当初予算の見積りより多くなったことから減額していますが、今後の医療費の伸び次第では増額補正をする場合もあります。続きまして、8款1項1目1節 繰越金につきましては、1億5,103万3千円を増額補正で、補正後の額は2億5,103万3千円になります。こちらは、令和元年度の繰越金額確定による補正となります。次に、歳出について説明

いたします。資料2の裏面をご覧ください。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、12節 委託料につきましては、47万5千円の増額補正で、補正後の額は1,406万1千円となります。こちらは、歳入でもお話しましたマイナンバーを保険証として利用できるようオンライン資格確認等システムの改修に係る経費による補正になります。続きまして、5款 積立金、1項1目 基金積立金、25節 積立金につきましては、8,773万8千円の増額補正で、補正後の額は8,800万円となります。こちらは、決算確定に伴う基金積立による補正になります。続きまして、7款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、5目 保険給付費等交付金償還金、22節 償還金、利子および割引料につきましては、7万2千円の増額補正となります。こちらは、令和元年度災害臨時特例補助金、去年の台風19号への対応分になりますが、その清算による返還金の補正になります。続きまして、7款 諸支出金、3項 繰出金、1目 一般会計繰出金、28節 繰出金につきましては、2,047万2千円の増額補正となります。こちらは、令和元年度一般会計繰入金の精算による補正になり、一般会計へ戻す形となります。最後に、8款1項1目29節 予備費につきましては、歳入歳出の端数調整のため82万2千円の増額補正をするものになります。以上で、説明を終わります。

【磯辺会長】事務局の説明が終わりました。この件について、ご質問がありましたらお願いします。

【金清委員】歳入4款1項2目1節のオンラインの件ですが、工事は完了したのでしょうか。

【磯辺会長】事務局お願いします。

【事務局】市のシステムは去年改修が終わっておりますが、こちらにつきましては国保連合会側のシステム改修がありまして、それを各市町で分担し割り振られた金額がありまして、その部分の改修を行って補助金を貰って、連合会と委託契約を結んでお支払いするという流れになっています。それが10月以降の予定になっています。

【金清委員】市としてはもう終わっているということですか。

【事務局】市の国民健康保険のシステムとしては終わっています。

【磯辺会長】ありがとうございます。他にはございませんか。それでは、議題(2)令和2年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について議案のとおりでよろしいでしょうか。

—異議なし—

ありがとうございました。それでは議題の(1)(2)が終了しましたので報告事項に移らせていただきます。報告事項(1)下野市国民健康保険条例の一部改正について、事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは資料3をご覧ください。下野市国民健康保険条例の一部改正についてですが、こちらは新任の3人の委員さんを除く16名の委員さんに、第1回目の国保運営協議会として4月24日～28日の間に書面で開催させていただき、全員「賛成」

による承認を受けたものになります。今年の3月に、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国民健康保険の被保険者である被用者、国保加入だけ会社等から給与の支払いを受けている方について、新型コロナウイルスに感染した場合、もしくは発熱等があり感染が疑われる場合に、療養のために労務に服することができなくなった際の生活の保障として、傷病手当金の支給を行うための法整備が求められました。傷病手当金は、保険者が条例を制定して支給することができる「任意給付」とされていることから、条例の一部改正案を6月の議会に上程し承認を受け、傷病手当金の支給を可能としたものです。概要としましては、下野市国民健康保険条例の第9条の次に3ページから4ページにかけての3条を追加したのですが、第9条の2では、対象者、対象日数、支給額、支給期間などを定めたものです。第9条の3及び4では、傷病手当金と給与との調整について定めたものになります。適用期間につきましては、現在のところ令和2年1月1日に遡り、令和2年9月30日までとなっておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により延長される可能性もあります。説明は以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。こちらは延長する場合はまた条例改正するのでしょうか。

【事務局】条例改正と同時に規則も定めておりますので、規則に現在は令和2年9月30日までと謳っておりますが、国からの通知により日付を延長する場合は規則を改正することになります。

【磯辺会長】わかりました。他にございませんか。無いようですので、続きまして、報告事項（2）令和2年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは、資料4をご覧ください。こちらは先ほど報告いたしました下野市国民健康保険条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する予算措置となっております。歳入歳出それぞれ208万8千円を増額し、予算総額52億9,642万6千円としたものです。まず、歳入につきまして説明いたします。5款 県支出金、1項 県補助金、1目 保険給付費等交付金、2節 保険給付費等交付金（特別交付金）につきまして、208万8千円を増額補正で、補正後の額は8,524万7千円となります。こちらは、支給した傷病手当金に対する交付金としまして、原則支給額の全額が補助対象となります。次に歳出について説明いたします。2款 保険給付費、6項 傷病手当諸費、1目 傷病手当金、18節 負担金、補助金及び交付金につきまして、208万8千円を増額補正となります。内訳としましては、58,000円×18カ月×2名の208万8千円となっております。現在のところ、本市では傷病手当金の申請及び支給実績はありません。報告は以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。この件について、ご質問がありましたらお願いいたします。無いようですので（3）に移らせていただきます。続きまして、報告事項（3）下野市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局より説明を求めます。

【事務局】 それでは報告事項（３）下野市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。お手元の資料は資料５になりますのでお開きいただきたいと思います。本件につきましては、前々回令和元年２月１４日の第５回下野市国民健康保険運営協議会開催時の議題としてご説明いたしました内容と同様であり、先の令和２年３月議会定例会におきまして議決されたものでございます。内容といたしましては、国民健康保険事業の安定的な運営維持ができるよう課税限度額について引き上げを行うため、条例の一部を改正したものでございます。３の改正内容をご覧ください。改正の内容でございますが、条例第２条第２項及び第２３条の改正となりまして、１の表中、医療給付分の課税限度額が令和元年度の５８万円から３万円増の６１万円となっております。従いまして合計では令和元年度の９３万円から３万円増の９６万円となっております。次に改正後の影響といたしましては約５７５万円の増収を見込んでおります。内訳といたしましては医療分の課税額が６１万円以上、増加額３万円となる世帯は１７９世帯で５３７万円の増額となります。また医療分の課税額が５８万円から６１万円の増加額１円から３万９，９９９円の増加となる世帯は３１世帯で３７万５千円の増加になります。よって合計で世帯数２１０世帯、課税額は５７４万５千円となる見込みです。施行期日は令和２年４月１日でございます。

【磯辺会長】 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。この件について、質問がありましたらお願いいたします。こちらは既に書面でもご説明していますし、ここでも一度ご説明いただいています。興味深いのは真ん中の表の令和３年度というところですね。これはまた来年上がってくるということで、今回とは関係はありませんが既に決まっていることなのですよ。また、２月頃議題に上がってくるということですね。他に質問はよろしいでしょうか。それでは続きまして、報告事項（４）令和２年度下野市国民健康保険税の課税状況について、事務局に説明を求めます。

【事務局】（３）は続きで資料５－２がございますので先に説明させていただきます。

【磯辺会長】 失礼いたしました。戻っていただいて５－２の資料の説明があります。

【事務局】 それでは説明させていただきます。資料５－２につきましては、国民健康保険の低所得者に係る保険税の軽減につきまして、地方税法施行令に伴いまして、令和２年３月３１日付で専決処分としたものでございます。内容といたしましては、国民健康保険事業に係る市民の税負担の公平性を確保するとともに、低所得者の負担を軽減するため条例の一部を改正したものでございます。３の改正内容をご覧ください。改正の内容でございますが、条例第２３条第１項第２号、同項第３号の改正となりまして１の表中、軽減区分の５割軽減につきましては軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額が２８万円から５千円増の２８万５千円、又２割軽減につきましては５１万円から１万円増の５２万円となっております。改正後の影響でございますが、軽減世帯数につきましては５割軽減プラス２割軽減の現行世帯数と比較いたしまして、２６件増加すると見込んでおり、減収見込み額として約１３２万４千円が見込まれますので、保険税としては減収という形になります。内訳については資料の表のとおりでございます。説明は以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。資料5-2につきまして、ご質問がありましたらお願いします。この2割、5割、7割軽減というのは、均等割と平等割を軽減ということでしょうか。

【事務局】こちらの7割、5割、2割軽減に当てはまった世帯の場合ですと、均等割と平等割の金額に対しましてそれぞれ7割、5割、2割の軽減という形で軽減判定を行って、減額されています。

【磯辺会長】そのことがどこにも書いていないので、すぐにはわかりません。均等割と平等割だけを納める家庭もあるようで、この7割軽減や5割軽減というのは所得割に対しては行われませんよね。

【事務局】その通りです。

【磯辺会長】所得の少ない家庭には、こうした税の軽減策というのが設けられています。ご質問が無ければ次へ移らせていただきます。続きまして、報告事項(4)令和2年度下野市国民健康保険税の課税状況について、事務局に説明を求めます。

【事務局】続きましてお手元の資料6をご覧ください。平成28年度から令和2年度までの国民健康保険税の当初課税値の推移をまとめたものになります。令和2年度につきまして、令和元年度と比較してご説明させていただきます。まず課税対象につきましては、世帯数が90世帯の増で7,142世帯、被保険者数は7人の減で11,909人、総所得金額は2億30万8千円の増で95億8,361万2千円となっております。次に算定税額につきましては、合計で362万7千円の増で15億9,394万9千円となっております。次に課税限度額でございますが、課税限度超過額とは医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分において賦課限度額をそれぞれ設定しておりますが、先ほどの資料にありましたように医療保険分は61万円、後期高齢者支援金分は19万円、介護納付金分は16万円となっております。このそれぞれの限度額を超えた分の金額となります。世帯数は11世帯の減で200世帯、超過額は596万8千円の増で1億5,016万4千円となっております。次に低所得者等につきましては、世帯数が48世帯の増で3,397世帯、軽減額は179万8千円の増で、1億6,198万1千円となります。最後に下から3行目の調定額になりますが、算定税額から課税限度超過額、低所得者等軽減額、減免額、及び端数切捨て額を差し引いた金額が調定額となります。調定額につきましては、413万4千円の減で12億8,019万円となります。なお、1世帯当りの調定額といたしましては前年度より2,874円の減で17万9,248円。1人当りの調定額といたしましては、283円の減で10万7,498円となります。説明は以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。この件について、質問がありましたらお願いします。超過額と軽減額は同じくらいの金額にしているということですか。

【事務局】結果的に同じくらいの金額になっています。

【磯辺会長】払える人に払っていただいて、低所得者の方には軽減策を用いてということですね。国保の被保険者の方は、非常に所得に差がありますよね。助け合い、互助制

度なので、互助制度といっても同じくらいの所得の方がいるのではなく、様々な所得帯の方が入っていらっしゃるの、頑張らなければ国民皆保険が続かないということになるのかなと思います。よろしいでしょうか。それでは報告事項（5）令和2年度下野市国民健康保険事業計画について、事務局より説明を求めます。

【事務局】 それでは、資料7「令和2年度下野市国民健康保険事業計画」をご覧ください。最初に計画の基本方針をご説明させていただきます。国民健康保険は、市民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を担うとともに、これからの超高齢化社会において保険財政の健全化と医療費の抑制のため、保険事業の充実が期待されております。下野市においても、引き続き保健事業に力を入れてまいります。1点目として、「下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）」に基づき、受診率向上と保健指導対象者への支援を行います。2点目として、「下野市国民健康保険データヘルス計画（第2期）」に基づき、糖尿病等重症化予防事業や高血圧予防教室等を実施してまいります。また、各種の情報発信や医療費適正化についての事業を実施いたします。令和2年度の国保財政については、参考資料の5下野市国民健康保険加入状況を見て頂きますと分かりますとおり、被保険者数が徐々に減少していることによりまして、保険税減収や保険給付費と事業納付金の増加に対応するため、基金を活用する予算編成を行っております。また、昨年度の国保税の見直しの検討結果を踏まえ、国・県等の動きを注視しながら、給付と負担のバランスを考慮した適正賦課に取り組むとともに、制度の根幹を成す保険税の収納率の向上に努め、財政の健全化・安定化に努力してまいります。

次に、計画を実施するにあたっての重点項目については、「事業運営の適正化の推進」から、「広報活動の推進」までの6項目を掲げております。これらの重点項目を実施するための事業内容を、資料をめくって頂くとございます資料7-2に、今年度の目標値と併せて、載せさせていただきました。それぞれの重点項目と内容につきましては、事業運営の適正化の推進のための、運営協議会の開催、保健事業の推進のための、特定健診等実施の推進、特定保健指導の実施率向上、疾病予防普及、啓発事業等の推進、医療費適正化の推進のための、レセプト点検強化、医療費通知の実施、重複頻回受診者対策の推進、後発医薬品の利用促進、医療費適正化の啓発活動、国保税収納率の向上のための、徴収の適正な実施による収納率向上、口座振替の推進、コンビニエンスストア・スマートフォンアプリでの収納の実施、催告・督促等の強化及び差押えの実施、滞納世帯に対する納税相談、納税指導の実施、裏面に行きまして、資格適用の適正化として、各種事務処理による適正化、広報活動の推進として、制度周知による広報活動となっております。今年度の事業計画については、これらに基づいて取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上となります。

【磯辺会長】 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。この件について、質問がありましたらお願いいたします。

【貝木委員】 特定健診の目標値が50%となっていますが、実際は何%なのでしょうか。

【事務局】 令和2年度の目標値は下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）によりまして、53%となっております。

【貝木委員】 実質は何%でしょうか。

【事務局】 前年度についてはまだ確定ではないのですが、今のところ51.09%くらいとなっております。

【磯辺会長】 来年は計画ではもう少し上がるのではないのでしょうか。ただ、今年は良い数字が出せるかどうか。みなさんは特定健診に行きたい気持ちはいつもの年と同じですか。集団健診を受けることはどう思われますか。私は集団で受けていますが、大勢で大丈夫かなと思うところもありますよね。今年の申込状況はわかりますか。いつもと同じくらいですか。

【事務局】 集団健診は通常は6月から実施していますが、今年はコロナの影響で8月からずらして実施しているので例年と比べるのが難しい状況です。

【磯辺会長】 逆に混んでしまっているということでしょうか。

【事務局】 減ってしまった分は2月等に追加で日程を増やしましたので、分散はされると思います。しかしやはりコロナの関係で受診率は下がってしまうかもしれません。

【磯辺会長】 やはり下がってしまうかなと少し心配しているのですが、あとは個別に医療機関で受診する方もいますが、病院に行くのも嫌だという方も最近はいらっしゃるので、今年はもしかしたら下がるかもしれないですね。予防接種の接種率も落ちているくらいですからね。それでは今年の事業計画は今発表された通りです。ご質問が無ければ次にいかさせていただきます。報告事項(6)令和2年度国民健康保険運営協議会スケジュールについて、事務局より説明を求めます。

【事務局】 それでは、資料8「令和2年度 国民健康保険運営協議会スケジュール(案)」をご覧ください。スケジュールにつきましては、昨年度の最後の運協でも提示させていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により変更させていただいておりますので、改めて提示させて頂きました。スケジュールとしましては、先ほどの事業計画にもありました通り、本年度の運協の会議は、本日を含めて4回の開催を予定しております。協議内容は、資料にもありますとおり、主に予算・決算について、下野市国民健康保険データヘルス計画等の中間評価、見直しについてとなります。その他、10月に委員研修会の実施や、例年産業祭で特定健診のPR活動を実施しておりますが、産業祭については今年度は中止の見込となっております。以上が本年度のスケジュール(案)となります。下野市国民健康保険データヘルス計画(第2期)、下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期)につきましては、参考資料といたしまして、データヘルス計画についてはダイジェスト版になりますが参考資料2、特定健康診査等実施計画については参考資料1をご覧ください。こちらにつきましては、それぞれ平成30年から平成35年(令和5年)の6年間の計画で策定されており、本年度がちょうど3年目の中間評価と見直しの年となっております。資料の一番下に載せさせていただきました「下野市国民健康保険データヘルス計画等の中間評価、見直し」を本年度の検討課題として挙げさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上となります。

【磯辺会長】ただいま事務局の説明が終わりました。データヘルス計画の中間評価と見直しは11月と2月の運営協議会に出てきますが、参考資料を確認しておけばよろしいでしょうか。

【事務局】必要な資料は改めて送付させていただきます。

【磯辺会長】日にちが近づいたら送付されるそうです。スケジュールについてご質問はございませんか。大丈夫でしょうか。それでは11月が近づきましたらよろしく願い致します。最後に7その他ですが、事務局から何かございますか。

【事務局】それでは、本日追加で配布しました資料の「令和2年度市町村国民健康保険運営協議会委員研修会の日程について」をご覧ください。今年度の委員研修会の日程は10月13日の火曜日に宇都宮市文化会館小ホールで予定されております。内容は講演になっております。コロナ対策を行った上での開催実施とのことなので、こちらにつきましては正式な通知が届き次第連絡いたしますので、後日、出欠報告をお願いいたします。ちなみに昨年度は台風の関係で中止になっておりまして、一昨年は10名程参加いただいている経緯があるのですが、今回は会場が狭いようでコロナの関係もありますので何人行けるかは現在未定です。後日改めてご案内させていただきます。

【磯辺会長】それでは、本日予定しました議事はすべて終了いたしました。委員の皆さまから何かございますか。

【井上委員】先ほどお話しいただいたデータヘルス計画と特定健診等実施計画の見直しについて、人口などの基準日は4月1日なのでしょうか、それとも10月なのでしょうか。人口に対する様々な率を出す際に4月と10月では人数も変わってしまいますし、世帯も変わってくるかと思えます。昨日調べてみたのですが、7月末の人口が6万320人、世帯数が2万4,690世帯で1世帯当たりの人数が2.4人くらいになっています。そうすると世帯数が増えたから1世帯の人数が本来だったら増えるはずなのに減っているというは高齢者夫婦や1人世帯が増えたということなのかなと思います。基準日によって率などが変わってきてしまうので、いつを基準にしているのかお伺いしたいです。

【事務局】確かに基準日が異なると数値にずれが生じてくることになりますので、数値等を記載する場合には同じ基準で表示するのが一番良いと思います。しかし、調査の時期の関係でその段階でちょうど良い数値が出ていない場合もありますので、そこでずれが出てくる可能性があることはご了承いただきたく思います。

【井上委員】例えば、何年間かを比較するときには統一いただきたいですね。

【事務局】そういった場合は統一が必要ですね。

【磯辺会長】少なくとも同じ計画の中では同じ時点で比べていただきたいですね。今後そういったことにも気を付けていただきましょう。今度見直すのは両方ですか。

【事務局】はい。データヘルス計画と特定健診等実施計画の両方です。

【磯辺会長】それでは、そういったことにも気を付けていただいて、また忘れていた場合には言っていただければと思います。他にございませんか。それでは以上をもちまして、協議会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

－異議なし－

ありがとうございました。異議なしと認め、第2回下野市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日はお忙しい中をお集まりいただき、また円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

【市民課長】ありがとうございました。以上をもちまして第2回下野市国民健康保険運営協議会が終了となります。次回第3回の開催につきましては11月頃を予定しております。日程が決まり次第、通知を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は以上となります。ありがとうございました。

<閉会 午後3時00分>